

休眠預金活用事業に関する役員の報酬に関する規程

株式会社コエルワ

外部参照 定款

(目的)

第1条この規程は、株式会社コエルワ（以下「この法人」という。）定款第27条に基づき、役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条この法人の役員は、定款第23条に定める取締役とする。

(報酬)

第3条この法人の役員は、無報酬とする。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

2 金額については別途定め、各種手当等を含んだ額を、原則当該役員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込むこととする。

(改廃)

第4条この規程の変更および改廃は、取締役会の決議により行う。

(補則)

第5条この規程に定めるもののほか、必要な事項は取締役会が別に定める。

附則

この規程は、2024年4月1日より改訂、施行する。